

宮崎公立大学障がい学生支援に関する規程

令和5年11月1日

規程第147号

(目的)

第1条 この規程は、障害者基本法並びに障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令の定めに基づき、宮崎公立大学における障がいのある学生への支援に関する基本方針に即して障がい学生支援を実施するために必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「障がいのある学生」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

(責務)

第3条 学長は、障がいのある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な障がい学生支援を推進するための具体的方策を講じなければならない。

2 学生部長は、障がいのある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、学生部会が定める具体的支援を実施しなければならない。

3 教職員は、障がいのある学生に対し不当な差別的取り扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、学生部会が定める具体的支援の実施及び合理的配慮の提供に努めなければならない。

(支援の申し出)

第4条 障がいのある学生は、入学前、入学後のいずれの時期においても、修学に必要な支援の要請を申し出ることができる。

2 支援の申し出は、障がい学生支援室が受理し、学生の教育的ニーズと意思について十分な聴取を行ない、学生部会に報告しなければならない。

3 学生部会は、学生の支援の申し出に対し、その教育的ニーズと意思を十分尊重した上で、学生の個別の支援内容を検討する。

(合意の形成)

第5条 支援内容は、当該学生の合意を得て決定する。学生部会は、当該学生に対し説明の機会を設け、支援内容に関する共通理解及び合意の形成を図らなければならない。

(支援の実施)

第6条 具体的支援は、学内関係部署及び教職員が主たる責任を持って実施する。

2 学生支援課は、具体的支援が円滑に行われるよう、関係部署間の調整を行う。

3 障がい学生支援室は、具体的支援の実施にあたって、関係部署間の連絡、学外機関との

連携等を行う。

(相談対応)

第7条 障がい学生支援室は、具体的支援が円滑かつ継続的に行われるよう、障がい学生及び関係部署からの相談に応じ、支援課題の解決に努めなければならない。

(支援に係る事務)

第8条 具体的支援に係る事務は、学生支援課学生係及び障がい学生支援室において処理する。

2 障がい学生支援に従事する者又は具体的支援に係る事務に従事していた者は、正当な理由なく、障がいのある学生及び障がい学生支援に関して知り得た秘密を漏らしてはならず、第三者に情報の開示や提供が必要な場合は、本人の同意を得なければならない。

(雑則)

3 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項については、学長及び学生部会が定めることができる。

附 則

この規程は、令和5年11月1日から施行する。